

食安監発第1208001号

平成17年12月8日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

( 公 印 省 略 )

韓国産生食用かきの取扱いについて

標記については、平成15年1月17日付け食監発第0117001号「韓国産生食用かきの取扱いについて」により、登録加工施設において加工処理され、韓国国立水産物品質検査院長が発行する原産地証明書があり、かつ、韓国国立水産物品質検査院の検査により赤痢菌陰性が確認された製品について輸入が認められているところであり、加工施設の登録リストについては、平成17年7月14日付け食安監発第0714005号「韓国産生食用かきの取扱いについて」により、その登録現況を通知したところです。

今般、韓国政府から、別添のとおり登録加工施設の2005年11月現在の一覽について連絡があったことから、平成15年11月7日付け食安監発第1107006号（最終改正：平成17年7月14日付け食安監発第0714005号）の別添を本通知の別添に改めるので、ご了承ください。